



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 福 井 コ ン プ ュ ー タ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 眞
(コード番号：9790 東証第一部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 蒨 野 勝
T E L 0 7 7 6 - 5 3 - 9 2 0 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 27 日開催予定の第 30 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 21 年 4 月 15 日発表の「通期業績予想の修正に関するお知らせおよび経営改善の基本方針等に関するお知らせ」において公表いたしましたメディカルフィットネス事業からの撤退に伴い、現行定款第 2 条（目的）につきまして事業目的を削除するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。その他、上記の変更に伴う変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 21 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 27 日

以 上

定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 後 定 款
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピュータソフトウェアの開発・販売 2. コンピュータの販売 3. 事務用機器の販売 4. 電気機器製造販売 5. 計測機器の販売 6. 事務用品の販売 7. 測量業 8. 建築の設計、建物の監理業務 9. コンピュータに関する教室の経営 10. コンピュータを使用する情報サービスの事業 11. 経営一般に関するコンサルティングの事業 12. 労働者派遣に関する事業 <u>13. 健康器具の製造販売</u> <u>14. 健康トレーニング施設の運営</u> <u>15. 前各号に附帯する一切の事業</u> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピュータソフトウェアの開発・販売 2. コンピュータの販売 3. 事務用機器の販売 4. 電気機器製造販売 5. 計測機器の販売 6. 事務用品の販売 7. 測量業 8. 建築の設計、建物の監理業務 9. コンピュータに関する教室の経営 10. コンピュータを使用する情報サービスの事業 11. 経営一般に関するコンサルティングの事業 12. 労働者派遣に関する事業 (削除) (削除) <u>13. 前各号に附帯する一切の事業</u> <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 後 定 款
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 . 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 . 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) 、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>第 12 条 ~ 第 43 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>2 . (現行どおり)</p> <p>3 . 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>第 11 条 ~ 第 42 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p>